

令和8年 太田市教育委員会7月定例会会議録				
開会年月日		令和 8年 7月 2日(水曜日) 午後 2時		
閉会年月日		令和 8年 7月 2日(水曜日) 午後 2時43分		
開 会 場 所		尾島庁舎 3階 教育委員会室		
議 案 (件 名)				結 果
議案第23号		太田市人権教育推進協議会委員の委嘱について		可決
議案第24号		太田市青少年センター運営協議会委員の委嘱について		可決
議案第25号		令和9年度太田市立太田中学校入学者選抜の方法等について		可決
出席者	江 原 孝 育(教育長) 倉 嶋 慶 秀(教育長職務代理者) 野 村 路 子(委員) 塙 保 仁 (委員) 大 澤 桂 子(委員)		欠席委員	
	事務局	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、 教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設 管理課主幹、文化財課長、生涯学習課長、青少 年課長、学校教育課長、市立太田高校事務長、 教育総務課総務係長	書記・記録	秋田係長代理
議 題 及 び 議 事 の 大 要				
会議録署名委員の		塙 保 仁 委 員		
指名		大 澤 桂 子 委 員		

事務局：

本日は、令和8年教育委員会7月定例会となります。傍聴者はありません。それでは教育長、進行をお願いいたします。

議長(教育長)：

太田市教育委員会7月定例会を開会いたします。日程第2、会議録署名委員は、塙委員、大澤委員をお願いいたします。

次に、日程第3、教育長報告を申し上げます。

7月に入りました。梅雨空のせいかと思いますが、思っていた以上に暑さがしのげて、過ごしやすい6月であったかなと思います。教育委員の皆様には、学校教育課の指導主事訪問にご参加いただいたりしながら、学校の様子も見ていただいたわけでありすけれども、今年は去年とは打って変わって、寒くてプールに入れないというようなことを訪問した学校の校長が言っておりました。これから7月、暑さが回復してプールの授業も頻繁になるといいなと思っているところではありますが、次から次へと台風が来ておりまして、今日もまたダブル台風というところでもあります。7月、学期末になりましたが、大きな災害とか事故は、多くはなかったわけでありすけれども、世の中たくさん有り得ない事故や事件がございますので、いろいろな面で安全安心が提供できるようにこれからも努めてまいりたいと思いを新たにしているところであります。今後とも教育委員会の皆様には、よろしくお願いいたします。

次に、教育部長より報告等をお願いいたします。

教育部長：

お世話になります。本日はまず、6月定例市議会が先日の30日に終了いたしましたので、報告させていただければと思います。本定例会におきましては、教育部関係で7名の議員の皆様より一般質問を頂きました。その中で、学校現場に直接関係する質問といたしまして、2件ご紹介させていただきます。

まず1件目でございますが、自転車の安全教育についてでございます。当該質問に対しましては、交通安全教室の実施、地域や関係機関との連携、そういった実技指導を実施している旨、答弁させていただいたところでございます。

また、2件目は、物価高騰における修学旅行費補助についてでございます。この質問では、修学旅行費の現状と修学援助の実態及び今後の対応について、教育長共々答弁させていただいたところでございます。

続きまして、行事等の実施についてご報告させていただきます。教育委員の皆様には、先ほ

ど教育長からもお話がございました学校訪問を通じて、子どもたちの様子を直接ご覧いただき、誠にありがとうございました。また、中学校では修学旅行が無事に実施されまして、過日県内では大きな地震がございましたが、特に大きなトラブルもなく、生徒たちも笑顔で帰着したところでございます。さらに、委員の皆様にもご協力いただきました少年の主張太田市大会やサイエンスアカデミーの開講など、教育関連行事も順調に進んでいるところでございます。

報告は以上となりますが、引き続きご審議を賜り、諸議案につきましてご承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長(教育長):

ありがとうございました。

次に日程第4、議事に入ります。本日は、協議案件が3件、事務報告が4件でございます。それでは、議案第23号「太田市人権教育推進協議会委員の委嘱について」生涯学習課長より説明願います。

生涯学習課長:

「太田市人権教育推進協議会委員の委嘱について」【提案理由説明】

議長(教育長):

ただいまの説明につきまして、ご質疑等はございませんか。ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

次に、議案第24号「太田市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」青少年課長より説明願います。

青少年課長:

「太田市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」【提案理由説明】

議長(教育長):

ただいまの説明につきまして、ご質疑等はございませんか。ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

次に、「令和9年度太田市立太田中学校入学者選抜の方法等について」学校教育課長より説明願います。

学校教育課長：

「令和9年度太田市立太田中学校入学者選抜の方法等について」【提案理由説明】

議長（教育長）：

ただいまの説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

大澤委員：

初めてなものですから少しお伺いしたいのが、こちらは学校教育課のどの部分で決めていらっしゃるものなのかということがお聞きしたいのと、太田中学校は高校までの6年間の学びをというのがアドミッションポリシーにあったような気がするのですけれども、そちらが書かれていないのはいつ頃からなのか、もしかしたら最初から入っていなかったものなのか、なくなってしまったとしたらいつ頃なくなってしまったのかということをお伺いしたいです。

学校教育課長：

まず太田中の入学者選抜等につきましては、学校管理規則で学校教育課の方で定められておりまして、そちらで検討した上で決めております。それから、アドミッションポリシーについては、今現在資料等がありませんので、後ほど確認してからお答えしたいと思います。

大澤委員：

学校側としての意見も反映はされているのでしょうか。

学校教育課長：

太田中学校の方からまず「こういうことをしていきたい」という提案がありまして、それをこちらで協議した上で決定したというような手続きになります。

大澤委員：

わかりました。ありがとうございます。

議長（教育長）：

他にいかがでしょうか。

倉嶋委員：

調査書と適性検査の評価比重が変わった理由をもう一度教えていただいてもよろしいで

しょうか。

学校教育課長：

まず一つは、先ほども説明させていただきましたが、適性検査が太田中の求める生徒像を実現するために、表現力、また思考力等を総合的に評価できるような問題を用意しております。そちらの結果が良い生徒が、入学後伸びている傾向が見られるということで、そちらを今までよりも重視していくというところが一点、もう一つは、県内の他の中高一貫校の比重と同じようにそろえることにより、そちらとの競争力を高めていきたいということでもあります。

倉嶋委員：

適性検査Ⅰという内容に関してですけれども、自由記述で出題されているということでしょうか。

学校教育課長：

一問一答のようなものではなくて、もう少し理由等を答えるような、そういう設問が設定されております。

倉嶋委員：

マークシートのような選択式ではなくて、問題に対して個人の発想力であったりとか、生きる力を確認できるような内容が回答として書けるような適性検査の問題内容ということでしょうか。

学校教育課長：

おっしゃる通りです。マークシート等ではなくて、そのように自分の考えを自由に書けるような、そういう設問になっております。

倉嶋委員：

ありがとうございます。内容がわからなかったもので、てっきり5教科で、マークシートで評価されるものの比重が変わったのかなと思ったのですが、国の定める指導要領に関してもやはり生きる力、個々の個性をいかに発揮できるかというところだと思いますので、すばらしい、良い変更かなと思いました。ありがとうございます。

議長(教育長):

他にございますか。他にご意見等ないようですので、原案どおり承認ということでお願いいたします。

続いて日程第5、事務報告を取り扱います。はじめに、「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」学校施設管理課長より報告願います。

学校施設管理課長:

「1,000万円以上工事請負契約締結の報告について」【概要報告】

議長(教育長):

ただいまの報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

ご意見等がないようですので、次の報告事項にうつらせていただきます。「令和7年度学校給食費の債権放棄に係る報告について」学校施設管理課主幹より報告願います。

学校施設管理課主幹:

「令和7年度学校給食費の債権放棄に係る報告について」【概要報告】

議長(教育長):

ただいまの報告につきまして、ご質疑等がありましたらお願いいたします。

埴委員:

初めて見るので教えていただきたいのですが、毎年この債権放棄というのは行っているのでしょうか。

学校施設管理課主幹:

債権管理条例が制定されてからは、毎年このような形で債権放棄させていただいております。

埴委員:

個別の金額とか年度の方を見ると、例えば6号に該当するものと、平成21年度に発生した債権とか、令和4年度に発生した債権とか、かなり昔のものも最近のものもあると思うのですが、これが一緒に令和7年度に処理されたというのはどうしてなのでしょう。

学校施設管理課主幹：

令和5年4月から給食費は無償になっているのですが、その前は給食費は有料だったわけですが、それがずっとそれぞれ人によってたまってということなのではございますが、こちらは私債権ということで、税とは違って調査権とか強制的なものはありませんので、毎年対象者に関して収納課の方に情報照会をかけまして、そのときにどういう状況であるかというのを確認させていただいて、条例に則って放棄できる方については、このような対応をさせていただいているということになっております。

埴委員：

そうすると、平成21年度に発生した債権を昨年度まで回収しようとしてきたけれども、昨年度に6号の放棄事由に該当すると判断されて放棄したということですか。

学校施設管理課主幹：

はい、委員のおっしゃる通りです。今まで、催告書の送付や戸別訪問をしております。それでも放棄せざるを得ない状況になったということで、債権放棄をしようという形で対応させていただいたという状況です。

埴委員：

大変なご苦労だと思うのですが、もう一つ、7号の放棄事由のところなのではございますが、債務者というのは保護者だと思うのですが、債務者が失踪または行方不明になった場合が19件あったということですが、その児童生徒も一緒に行方がわからなくなっているケースというのは多いのですか。

学校施設管理課主幹：

こちらの方は主に外国籍の方で、海外に転出というようなケースがほとんどです。

埴委員：

わかりました。先ほどの話だと残高はまだ4,000万円以上あるということで、大変でしょうけれども頑張ってくださいと思います。

学校施設管理課主幹：

はい、頑張ります。

議長(教育長):

他にいかがですか。

倉嶋委員:

関連して、非常に大変な思いをされて回収されているというのを聞いているのですけれども、昨年度で納めていただいた方というのは何件かあるのですか。

学校施設管理課主幹:

件数は資料がなくわからないのですが、収入済額ということでこちらに入ってきた金額が約170万円ということで、まだ僅かですけれども、回収できているというような状況にあります。

倉嶋委員:

ありがとうございます。

議長(教育長):

他にいかがですか。では続いて、「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」学校教育課長より報告願います。

学校教育課長:

「損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について」【概要報告】

議長(教育長):

ただいまの報告につきまして、ご質問等がありますか。

野村委員:

恐らく入学式の日だったのではないかと思いますのですけれど、門扉というのは横に引くタイプのものなのかなと思うので、それを学校の先生がとめなくてはいけないものだったのでしょうか。私のイメージでは、入ってくる人が門を開けて、入って閉めるというようなイメージでいたのですけれど、入学式のときはもちろん開いていますよね。そこをとめわすれたというその状況をもう少し詳しく説明していただけないかなと思いました。お願いします。

学校教育課長:

実はこの南門というのは、通常は使用されていないもので、入学式で校庭に保護者の車を

入れまして、出るときに一方通行という形で南門をそのときだけ開けて、そこから出ていただく際の事故と聞いております。門は観音開きで、通常は使っていないのですが、開いたときはロープで動かないようにとめておくものでした。それが風によって動いてきてしまって、ぶつかってしまったというような状況です。

野村委員：

では、とめておいたロープが緩んできてしまったということなのでしょうか。

学校教育課長：

ロープで十分とめておらず、しっかりと開けた形で固定しておいたものが、ふだんならそれで大丈夫なのでしょうけれど、強風で動いてしまったというような状況です。

野村委員：

そうするとやはり学校の過失という形になってしまうわけなのですね。

学校教育課長：

はい。門を適切に管理していたかというようなことです。

野村委員：

わかりました。ありがとうございます。

議長（教育長）：

他にいかがでしょうか。それでは、ないようですので次の報告事項にうつらせていただきます。「令和8年度太田市立太田高等学校部活動等の成績について」市立太田高校事務長より報告願います。

市立太田高校事務長：

「令和8年度太田市立太田高等学校部活動等の成績について」【概要報告】

議長（教育長）：

ただいまの報告につきまして、ご質疑等はございませんか。

埴委員：

少し確認させてください。遠征も多いと思うのですが、移動手段等はどのように管理されているのでしょうか。

市立太田高校事務長：

本校にはマイクロバスが4台ございます。大型中型を運転できる先生もいらっしゃいますので、基本的には部活動の顧問が運転をして選手の送迎を行っております。また遠くの遠征の場合には、学校バスの利用規定に則って、関東甲信越並びに校長が認めた場合については、その距離以内であれば他県への学校バスの利用が可能としておりますが、それ以外の遠征地につきましては、全て公共手段もしくは借り上げバスを借りて遠征をしているような形になります。北越高校のようなレンタルのバスの方は認めておりません。

埴委員：

関東甲信越エリア内は学校の先生が乗っていいという形で、それより遠いところは業者を使うと、公共交通を使うということですか。

市立太田高校事務長：

原則は、公共交通機関をまず選択してくださいということなのですが、部活動には道具がどうしても多かったり、公共交通機関を乗り継いでいくというのが大変な場所については、バスの選択肢がございます。その学校バスを選択するに当たりまして、関東甲信越は無条件で利用することができます。あともう一点、関東甲信越、例えば新潟県村上市の北の端の方、そこからぐるっと線を引いた東北の地区、300km 弱くらいになると思うのですが、その地区であれば、学校バスの利用を校長が認めた場合には使用させております。

埴委員：

先生の負担も結構大変だと思いますので、健康面も含めたケアを学校として管理徹底していただければ有り難いと思います。

市立太田高校事務長：

申請する際にその辺の先生の健康管理ですとか、あとは事故歴ですとか、そんなところもチェックするような項目がありまして、それに沿って安全運転を行って参りたいと思っております。

倉嶋委員：

バス等の借り上げをする場合、費用は負担が増えると思うのですが、そういった場合は保護者負担ですか。

市立太田高校事務長：

関東大会以上の大会に出た場合につきましては、学校会計に教育後援会計というのがございまして、そちらの方で100パーセント負担させていただいております。ただ、練習試合等で、もしそういうケースが発生した場合については、基本的には部費で対応してもらうような形で行っております。

倉嶋委員：

そうすると、関東内に関しては自己負担、

市立太田高校事務長：

関東大会です。

倉嶋委員：

関東内の試合に関しても自己負担ということによろしいですか。

市立太田高校事務長：

県大会等で学校バスを使えない場合については、別途協議をしていただいて、本当に使えない場合であれば学校会計から出すこともございます。

倉嶋委員：

埴委員と同じように、やはり学校の先生の負担が本当に大きいところだと思いますので、また保護者の自己負担というのも天秤にかけると、どちらがそのときの選択肢で正しいのかというのは難しいところだと思うのですが、社会的に大きな問題になった後ですので、何らかの整理とか方針が改めて定められるのか、協議等ができるのであれば、再度適正な内容にしていいただければと思います。意見です。

市立太田高校事務長：

見直してできるところは見直していきたいと考えております。

議長(教育長):

他にいかがでしょうか。

大澤委員:

珠算電卓部の全国大会というのは、優勝した子たちが全国大会には載っていないのですけれども、この子たちはどういうことなのでしょう。

市立太田高校事務長:

私の方も先生に確認をしました。これは大会の決まりということです。団体競技の方で優勝した選手については、個人戦で優勝していても団体を優先する決まりがあるそうです。ですので、1人個人戦で出場している生徒は団体戦の方に入っておらず、その生徒は個人戦に出るという状況でございます。

大澤委員:

ということは、この優勝した子たちは団体戦で出るということですよ。

市立太田高校事務長:

はい、その通りでございます。

議長(教育委員会):

それでは、以上で終了といたします。事務局より連絡をお願いします。

事務局:

事務局より連絡いたします。教育委員会8月定例会を8月4日火曜日、午前9時から尾島庁舎教育委員会室で開催予定です。よろしくお願いいたします。以上です。

議長(教育長):

以上を持ちまして本日の議事を全て終了し、7月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。